

入 札 説 明 書

この入札説明書は、電子複写機による複写サービスの供給（以下「複写サービス」という。）に関する契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うにあたり、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 契約の名称及び当該契約に供する複写機の数量
 - ア 件名
電子複写機による複写サービスの供給に関する契約
 - イ 機器区分及び複写機の数量
カラー 高速機 1台
 - ウ 予定複写枚数及び仕様等
複写サービス仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
 - エ 履行期間
令和4年10月1日から令和7年3月31日まで
 - オ 設置場所
福島県立梁川高等学校 職員室

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者で、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 4（1）ウに定める一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から4（1）オに定める開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていた者若しくは申立てがなされていた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加するに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去2年間に於いて国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、同規模の複写サービスを提供した実績を有する者であること。
- (5) 福島県内に事業所を有し、かつ、当該複写サービスの供給に係る複写機の保守及び消耗品の供給に速やかに対応できる体制を整えている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、4（1）アに掲げる場所に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、4（1）ウに規定する期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられないので、十分に注意すること。

資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、入札者に対して通知するものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

- (1) 法人登記事項証明書又はその写し（提出日より3か月以内のものに限る。）
- (2) 会社概要（様式任意）
- (3) 履行実績書（様式2）又は履行実績証明書（様式3）
- (4) 保守等サービス業務体制表（様式4）
- (5) 入札保証金納付免除申請書（様式5）※免除を申請する者

4 開札までの手続き等に関する事項

- (1) 入札に関する書類の提出日時及び場所
- ア 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 960-0735
住 所 伊達市梁川町字鶴ヶ岡33番地
福島県立梁川高等学校 事務室
電 話 024-577-0037 FAX 024-577-7550
- イ 入札説明書及び入札等関連資料の閲覧期間
令和4年9月5日(月)～令和4年9月12日(月)
午前8時30分から午後4時30分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ウ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限及び場所
令和4年9月12日(月)午後4時30分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、
4(1)アに掲げる場所まで必着
- エ 一般競争入札参加資格確認通知書の発送日
令和4年9月14日(水)
- オ 入札及び開札の日時及び場所
日時 令和4年9月21日(水)午前10時から
場所 福島県立梁川高等学校 会議室
- (2) 入札書の作成方法及び提出
- ア 入札書(様式6)を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。
(ア) 氏名(法人にあっては、商号又は名称)
(イ) 「電子複写機による複写サービスの供給に関する契約」(令和4年9月21日(水)開札)
- イ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
(ア) 単価並びに予定枚数に単価を乗じた金額及びその合計金額を記載すること。
(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。(押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。)
(ウ) 1(1)アに示す契約名を記載すること。
(エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。
- ウ 複写サービス料金の支払いは、落札単価に利用枚数を乗じた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により行うこととするので、入札者は、消費税に関する課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず記載すること。)また、代理人は、委任状(様式7)を持参すること。
- オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- カ 郵送(書留郵便に限る。)により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒に4(2)アに掲げた事項を記載し、令和4年9月20日(火)必着で、4(1)アに掲げる場所へ送付すること。
なお、一度配達された入札書の金額の変更、辞退等は認めない。
- (3) 入札保証金
- ア 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- イ 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- ウ 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を4(1)オに掲げる日時までに、4(1)アに掲げる場所まで提出すること。

エ 財務規則第249条第1項各号に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(上記3の(5)で指定する入札保証金納付免除申請書を提出すること。)

オ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(4) 開札方法

ア 開札は、4(1)オで指定する日時及び場所で行う。

イ 開札に先立ち、郵送提出者以外の入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書(入札参加者が本書を持参する。)

(イ) 出席届(様式8)

ウ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

エ 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

なお、4(2)カにより郵送によって入札書を提出した場合など、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については辞退したものとする。

(5) 入札心得

ア 入札者は、当該入札説明書に記載されている内容及び仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式9)により、郵送又はFAX(令和4年9月7日(水)必着)で説明を求めることができる。なお、FAXにより送付した場合は、送付の後電話で確認を取ること。

なお、質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式10)により、令和4年9月8日(木)までに書面で回答するほか、ホームページに掲載することにより他の入札に参加しようとする者に対しても周知するものとする。

イ 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、4(2)エ(代理人による入札)又は4(2)カ(郵送による入札)によることも可とする。

ウ 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合(談合)した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

エ 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事業があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

オ 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引替え又は撤回することはできない。

(6) 入札の取止め等

入札者が連合(談合)し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することはできないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 2に示す入札参加資格のない者の提出した入札

イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

カ 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む)

キ 金額を訂正した入札

ク 誤字、脱字、記載漏れ等により意思表示が不明瞭である入札

ケ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、

- 又はその前後を判別することができる場合は後発の入札
- コ 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- サ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

5 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
 - ア 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
この場合の金額は、機種区分ごとに記載された片面1枚当たりの単価に予定枚数を乗じて得た額の合計額をもって比較する。
 - イ 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - ウ 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことがある。
- (2) 落札者の決定等に関する通知
郵送による入札者が落札者となった場合には、速やかに電話等で連絡するものとする。

6 契約にあたっての留意事項

- (1) 契約保証金
 - ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
 - ウ 財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
 - オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。
- (2) 契約書等の作成
 - ア 契約における単価は、白黒複写及びカラー複写それぞれの片面1枚当たりの単価とする。
ただし、この契約における1枚は、当該契約に係る複写機において複写可能な全ての用紙サイズで1回出力されることを意味する。
 - イ 落札者は発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約の取り交わしを行うこととする。
 - ウ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
 - エ 落札者が、6（2）イに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 契約事項
契約書（案）及び財務規則による。

7 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を第三者に漏らしたり、本件の業務手続き以外の目的に供したりしてはならない。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (4) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。